

■主な手当の種類とその内容

手当名	内容
期末・勤勉手当 (一般職)	■期末手当 6月期…1.225月 12月期…1.325月 ■勤勉手当 6月期…0.675月 12月期…0.675月 ※職制上の段階、職務の級などによる加算措置あり
扶養手当	■配偶者 13,000円 ■配偶者以外 1人6,500円 (配偶者なしの場合1人目のみ11,000円) ■扶養親族のうち16歳から22歳までの子 1人目5,000円加算
時間外手当	■平成25年度一般会計職員1人当たり 226,000円
住居手当	■借家、借間 27,000円上限
通勤手当	■公共交通機関利用者 60,000円までは全額 60,000円を超えた場合、その超えた額の2分の1 ■自家用車等利用者(通勤距離2Km)以上 通勤距離に応じ2,400円～47,700円

■特別職の報酬などの状況

	区分	給料(報酬)月額
給料	町長	790,000円
	副町長	632,000円
	教育長	596,000円
報酬	議長	307,000円
	副議長	245,000円
	議員	225,000円
期末手当	町長	(平成25年度支給割合) 2.90月分
	副町長	
	教育長	
	議長	(平成25年度支給割合) 2.90月分
	副議長	
	議員	

■休暇制度(平成25年4月1日現在)

区分	内容
年次有給休暇	1年ごとに20日とし、最大20日の使用残日数を繰り越すことができる。
病気休暇	負傷または疾病のため療養を要する場合、最小限必要と認められる期間
特別休暇 (主なるもの)	<ul style="list-style-type: none"> 産前8週間以内および産後8週間以内 小学校就学前の子を看護する場合、1年に5日以内(2人以上の場合は10日以内) 忌引のため勤務しないことが相当である場合、続柄により10日以内 夏季における家庭生活の充実などの場合、5日以内 ボランティア活動を行う場合、5日以内 骨髄移植に係る登録・提供を行う場合、必要な期間 公民権を行使する場合、必要と認められる期間
介護休暇	近親者の介護をする場合、6月以内

■年次休暇の状況(平成25年1月1日～平成25年12月31日)

総付与日数 (A)	総使用日数 (B)	対象職員数 (C)	平均取得日数 (B÷C)	取得率 (B÷A)
2,442日	252日	64人	3.9日	10.32%

※対象職員は平成25年1月1日から平成25年12月31日までの全期間を在職した一般職員(町長部局)で、当該期間の中途に採用された者および退職した者、ならびに当該期間中に育児休業、退職、派遣勤務をした者を除いています。

■職員の分限処分と懲戒処分の状況(各年4月1日現在)

分限処分…0件

懲戒処分…0件

■職員のサービスの状況

服務義務違反および営利企業等従事違反…0件

■職員研修の状況

ふくしま自治研修センター…14講座32人

東北六州市町村中堅職員研修(2カ月間)…1人

■勤務成績の評定の概要

職員の資質向上、指導監督の有効な指針、公平な人事行政執行のため勤務評定実施規程に基づき、年に1回11月に職員の勤務評定を実施しています。